

# 申請取次研修会効果測定用設問集

**【解答、解説】**

(令和2年1月)

## 【総論】

### Q 1. 解答、解説

#### 解答 2

#### 解説

肢1. 在留資格変更許可及び在留期間更新許可は、法務大臣の広範な裁量に委ねられているので（昭和53年10月4日マククリーン事件最高裁判決参照）、羈束行為ではなく、一定の書類を提出すれば必ず許可されるというものではありません。この点、在留資格認定証明書の交付処分は羈束行為とされ、法令が明示する要件以外の要件はあり得ないとされますが（平成16年10月1日法務省入国管理局長通達）、在留資格認定証明書の証明対象についての立証責任は当該外国人にある以上、こちらも一定の書類を提出すれば必ず交付処分となるというものではありません（入管法第7条第2項参照）。以上から、入管に対する申請準備においては、法務省 HP など案内されている提出資料を、そのまま用意すればいいというのではなく、具体的事案の特性をよく把握した上で、要件の立証のためいかなる資料が有効・適切かを慎重に判断することが大切です。

肢2. 帰化許可申請の申請窓口は、国籍事務を取り扱っている法務局・地方法務局の本局・支局となります。帰化申請に当っては、通常事前相談（予約制）が必要となります。入管での申請と異なり、申請時には申請人と一緒に法務局に行くようにしてください。

肢3. 地方出入国在留管理局の本局、支局、出張所にはそれぞれ管轄が定められています。<http://www.immi-moj.go.jp/soshiki/index.html>（各地方出入国在留管理局、支局、出張所の名称をクリックしてください。）

肢4. 申請人のパスポート（旅券）や在留カードは提出資料ではなく、提示資料です（入管法施行規則第20条第4項第1号、第21条第4項など）。申請中であっても、在留期間の満了日後の特例期間を含めて、再入国許可を得て（みなし再入国許可の適用を受ける場合を含む。）、出入国が可能です。この場合、必ず特例期間の最終日までに再入国し、新しい在留カードの交付を受けるようにしてください。

## 【総論】

### Q 2. 解答、解説

#### 解答 1

#### 解説

肢1. たとえ、永住許可申請の審査中であっても、現在保有する在留資格に係る在留期間の満了日が経過するまでに、当該在留資格に係る在留期間更新許可申請を行わないと在留期間の満了日を経過した以上不法残留になってしまいます。永住許可申請の場合、在留資格変更許可申請・在留期間更新許可申請に係る「在留期間の特例制度」のように、審査中であれば在留期間の満了日を経過しても適法な在留を認める制度はありません。

肢2. 在留期間の満了日が地方出入国在留管理局の閉庁日である土日祝日等である場合、申請が当該満了日後の直近の開庁日になされたときは、申請受付期間内の申請として受け付けられています（行政機関の休日に関する法律第2条参照）。もっとも、在留期間の満了日を経過した時点で不法滞在状態になる以上（その後、直近の開庁日に申請することによりその瑕疵は治癒されるとしても）、不法滞在として問題となる可能性もあるので申請はなるべく余裕をもって行ってください。

#### 【行政機関の休日に関する法律第2条】

##### （期限の特例）

第2条 国の行政庁（各行政機関、各行政機関に置かれる部局若しくは機関又は各行政機関の長その他の職員であるものに限る。）に対する申請、届出その他の行為の期限で法律又は法律に基づく命令で規定する期間（時をもって定める期間を除く。）をもって定めるものが行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、法律又は法律に基づく命令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

肢3. 平成21年改正入管法で創設された「在留期間の特例制度」（平成22年7月1日施行）においては、在留期間の満了の日までに申請した場合において（30日以下の在留期間を決定されている者からの申請を除く。）、申請に対する処分が在留期間の満了までに終了しないときには、当該外国人は、その在留期間の満了後も、当該処分がされる時又は従前の在留期間の満了の日から2ヶ月を経過する日が終了する時のいずれか早い時までの間は、引き続

き当該在留資格をもって本邦に在留することができます（入管法第20条第6項、第21条第4項参照）。この点、在留期間の満了日から2ヶ月を経過すれば、法文上、直ちに不法残留となりますが、入管実務では、在留期間の満了日から2ヶ月が経過する前に当該処分（許可又は不許可）がなされる運用となっています。なお、当該申請が不許可の見込みである場合、呼び出された際に出国準備目的の「特定活動」への申請内容変更を入管から促されるのが一般です。申請内容を変更しない場合は不許可となり、その時点で不法残留となります。

**【もう一歩先に！】在留期間満了後申請に対する処分がされる日までの在留**

変更・更新許可申請の審査中に現に有する在留資格の在留期間が満了し、その後申請に対する処分がなされる場合、当該在留期間の満了日の翌日から申請に対する処分がされる日までの在留について、昭和43年10月22日東京高等裁判所判決は、「在留期間を経過して在留すれば、その在留は法的根拠のないものというべきであるが、在留期間更新が許可された場合には、その時からあらたに在留期間が始まるのではなく、以前の在留期間に引続いて在留期間が定められるのであるから、旧在留期間満了後の在留は遡及して適法な在留となり、その間の在留について不法残留の問題が残る余地はないのである。又若し在留期間更新が不許可とされた場合には、在留期間満了後の在留を、出入国管理令第70条第5号に該当する在留（＝不法残留）であるとされることは一応これを肯認せざるを得ないものといわなければならない。」と判示しました。

そのため、かつての入管の運用は、当該在留期間の満了日後に申請を許可する場合は、新しい在留期間の開始日を”許可日”ではなく”当該在留期間の満了日の翌日”とすることにより、不法残留状態の遡及的な治癒を図っていました。しかし、在留期間の満了日を経過した以上、不法残留となることは否めず（遡及的に治癒されるとしても）、申請人の地位が不安定となるので、「在留期間の特例制度」によってその立法的解決を図ろうとされました。

肢4. 当該外国人が再入国の許可を受けている場合、在留資格該当性は、その者の上陸を許可するか否かを判断するに当たり、審査されません（入管法第7条第1項柱書き）。

【総論】

Q 3. 解答・解説

解答 2

解説

肢1. 入管法は、「全ての人の出入国及び本邦に在留する全ての外国人の在留の公正な管理」を目的とし（入管法第1条）、入管法第60条は、日本人の出国の確認、第61条は、日本人の帰国の確認について規定しています。

肢2. 入管法第25条参照。

肢3. 入管法第70条第1項第1号、第2号、第2号の2、第4号参照。単なる資格外活動（入管法第19条第1項違反）は、1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは200万円以下の罰金となります（入管法第73条）。これに対して、資格外活動を専ら行っていると明らかに認められる場合は、刑罰が加重され3年以下の懲役等若しくは禁錮若しくは300万円以下の罰金となります（入管法第70条第1項第4号）。

肢4. 入管法は、「難民の認定手続を整備すること」もその目的とし（入管法第1条）、入管法第7章の2は、難民の認定等について規定しています。

## 【総論】

### Q 4. 解答、解答

#### 解答 1

#### 解説

肢1. 入管法第19条第1項は、入管法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する外国人についてのみ行なってはならない活動を定めており、入管法別表第2の上欄の在留資格をもって在留する外国人については何ら活動の範囲の制限を定めていません。したがって、「永住者」「日本人の配偶者等」など、入管法別表第2の上欄の在留資格をもって在留する外国人は、就労活動を行おうとする場合でも、「技術・人文知識・国際業務」などの就労できる在留資格への変更はもとより、資格外活動の許可も不要となります。

肢2. 入管法上「外国人」とは、日本の国籍を有しない者と定義されています（入管法第2条第2号）。よって、外国の国籍を有していても日本の国籍を有していれば「外国人」とはなりません。なお、旅券を保有していても、旅券発行国の国籍を有しているとは限らないので、国籍の判断は慎重に行なう必要があります。すなわち、国籍法では「日本国民は、自己の志望によって外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う。」（11条1項）と規定されているので、日本人が外国の国籍を取得した場合、たとえ日本国旅券の有効期間が経過していなくてもその時点で自動的に日本国籍を喪失します。この場合、外形上有効な日本旅券を保有している状態が継続し、また、国籍喪失届を本人が提出していない限り、戸籍も外形上従前のままの状態が残ります。

肢3. 入管法別表第1の3の表及び4の表の上欄の在留資格（「留学」など）をもって在留する者は、資格外活動の許可（入管法第19条第2項）を受けて行う場合を除き、「収入を伴う事業を営む活動又は報酬を受ける活動」を行うことができません（入管法第19条第1項）。この点、アルバイトは、「報酬を受ける活動」に当たりますので、留学生がアルバイトをするには、必ず資格外活動の許可を受けて行う必要があります。

### 【留学生のアルバイトの注意点】

- ① 1週間28時間以内であること（長期休業期間の場合は、1日8時間以内）。アルバイトを1週間28時間以上行っていたことを理由に、在留資格「留学」の在留期間の更新が不許可となる場合も少なくありません。
- ② 学校を卒業した場合は、たとえ資格外活動許可を取得し、在留資格「留学」の在留期間の満了日前であってもアルバイトを行うことはできません。なお、卒業後に就活用の「特定活動」の付与を受けている場合は、新たに資格外活動の許可を取得すればアルバイトが可能です。

肢4. 外国人を雇用しようとする者が、その外国人が合法的に就労できる資格を有し、その雇用に問題のないことをあらかじめ確認し、外国人本人も合法的に就労できる在留資格を有していることを雇用主に明らかにできるようにするため、在留外国人が希望する場合には、出入国在留管理庁長官よりその者が行なうことのできる就労活動が明示された「就労資格証明書」の交付を受けることができます（入管法第19条の2第1項）。

もともと、その交付を受けていないと外国人は就労活動を行なうことができないというのではなく、就労可能な在留資格や資格外活動の許可を有していれば外国人は就労活動ができます。この点、転職した場合、在留期間の満了日までに時間があるときは、「就労資格証明書」の交付申請をすることが望ましいです。現に有する在留資格は、転職前の会社で就労する前提で付与されたものだからです。転職時に「就労資格証明書」の交付を受けていない場合は、在留期間の更新時に転職後の会社での活動が現に有する在留資格に該当するか否かが審査されますので、単純な在留期間の更新（転職がないケース）とは異なり審査に時間がかかることがあります。

## 【上陸拒否事由】

### Q 5. 解答、解説

解答 4

解説

肢1. 入管法第5条第1項4号。たとえ、執行猶予の言渡しを受けた場合であっても、1年以上の懲役若しくは禁錮又はこれらに相当する刑に処せられたときは、無期限の上陸拒否事由に該当します。たとえば、在留資格「経営・管理」を付与され、経営活動に従事していた者が、交通事故で懲役1年執行猶予3年の有罪判決を受けた場合、無期限の上陸拒否事由に該当するので、いったん出国すると再入国は極めて困難です。上陸拒否事由に該当する者に対して上陸が許可される場合のほとんどが人道的なケースだからです。

### 【もう一步先に！】上陸拒否事由と退去強制事由の比較

上陸拒否事由（入管法第5条）と退去強制事由（入管法第24条）を比較しましょう。上陸拒否事由に係る入管法第5条第1項第4号は、「1年以上の懲役等に処せられたことのある者」としていますが、退去強制事由に係る入管法第4号リは、「1年を超える懲役等に処せられた者」とし、さらに、執行猶予の言渡しを受けた者を除外しています。

なお、入管法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者が、一定の犯罪を犯したことにより懲役等に処せられた場合は、執行猶予の言渡しを受けたときであっても、退去強制事由に当たります（入管法第24条第4号の2）。

肢2. 入管法第5条第1項5号。

肢3. 「売春又はその周旋、勧誘、その場所の提供その他売春に直接に関係がある業務に従事したことのある者」（入管法第5条第1項7号）は、無期限で上陸拒否事由に該当します。

肢4. 「上陸拒否事由」のうち、入管法第5条第1項第4号、第5号、第7号、第9号又は第9号の2に該当する場合は、当該外国人が再入国許可を得ているときなどは、法務大臣による上陸特別許可（入管法第12条）によらず、入国審査官による上陸許可により上陸できます（入管法第5条の2、第7条第1項第4号、入管法施行規則第4条の2）。



## 【査証】

### Q 6. 解答、解説

解答 4

解説

査証を英語でビザ（VISA）といいます。言うまでもなくビザとは査証のことですが、外国人は一般に在留資格のことを”ビザ”と言ってきます。外国人との会話で便宜上在留資格のことをビザと言うことはあっても、我々は常に査証と在留資格との違いを意識しておく必要があります。

肢1. 外務省の権限として「査証に関する事」が定められており（外務省設置法第4条第13号）、外国に駐在する日本国の大使、公使又は領事官が発給することとされています。「査証に関する事」は、法務省の権限ではなく、日本国内の地方出入国在留管理局長が発給することはありません。

肢2. 「査証」と「上陸許可」とは別個の行政処分です。入管法上、旅券に査証を受けていることは、外国人が日本に上陸するための条件の一つに過ぎません（入管法第7条第1項第1号）。したがって、旅券に査証を受けていても、他の上陸のための条件（在留資格該当性、上陸拒否事由非該当性等）を満たしていない場合は、その上陸は許可されません。

肢3. たとえ、本邦にて、在留資格「短期滞在」に該当する活動に従事しようとする場合においても、査証免除取決め等により査証を免除されることとされている国の国民の旅券を所持する場合などでない限り、査証の発給を受ける必要があります（入管法第6条第1項）。なお、査証免除取決めは、入国手続の簡易化を図り相互に人の交流を促進することを目的とし、通常、観光、親族の訪問や会合への参加を目的として短期間滞在する等一定の範囲の相手国の国民に対して査証を免除する旨の口上書を相手国との間に交換することによって行われています。

肢4. 入管法第6条第1項但し書き参照

## 【入国審査官の上陸審査】

### Q7. 解答、解説

解答 4

解説

「上陸のための条件」について規定する入管法第7条第1項は、入管実務を理解する上で極めて重要な条文です。何度も読んでおいてください。

肢1. 入管法第7条第1項第1号。所持する旅券が有効であることは、「上陸のための条件」ですが、そもそも、入管法第3条第1項は、有効な旅券を所持しない者（有効な乗員手帳を所持する乗員を除く。）は、本邦に入ってはならないと規定しています。すなわち、我が国の入管法は、「上陸」と「入国」の区別を前提に、我が国の領域（領土・領海・領空）に入る時点で旅券の有効性を問題にしています。そのため、偽造旅券を使用して本邦に上陸した者は、有効な旅券を所持せず、我が国の領域に入った以上、不法上陸以前に不法入国となっており、不法入国罪（入管法第70条第1項第1号）が成立します。

肢2. 入管法第7条第1項第2号。入国審査官が、本邦に上陸しようとする外国人の陳述、証拠資料等に基づき、かつ、その主観的意図のほか客観的事情を総合的に考慮して判断したとき、外国人の本邦において行おうとする活動が社会通念上偽りのないものではないと納得できるものでなければならぬとされています（坂中英徳、齋藤利男著「出入国管理及び難民認定法逐条解説改訂第3版」295頁参照）。

肢3. 入管法第7条第1項第4号。入管法第5条が規定する上陸拒否事由についてしっかり理解しておく必要があります。たとえば、執行猶予の言渡しを受けた場合であっても、1年以上の懲役若しくは禁錮又はこれらに相当する刑に処せられたときは、無期限の上陸拒否事由に該当します（入管法第5条第1項4号）。この点、成立する犯罪によっては、執行猶予の言渡しを受けた場合には、退去強制事由には該当しないので、有罪判決を受けた後もそのまま在留することが可能です（入管法第24条第4号リ。なお、退去強制事由には該当しなくても、在留期間更新の際、更新を認める相当な理由がないと法務大臣に判断され、出国しなければならないことはあります。）。

肢4. 入管法第7条第1項第2号。「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して法務省令で定める基準」とは、いわゆる上陸許可基準のことです（基準省令と言われることもあります。）。具体的には、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年五月二十四日法務省令第十六号）」という法務省令（「上陸基準省令」と言われます。）によって定められています。

在留資格への該当性の要件に加えて、上陸許可基準への適合性が求められるのは、「別表第二に掲げる身分若しくは地位を有する者としての活動を行おうとする者」ではなく、「別表第一の二の表（高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能、技能実習）及び四の表（留学、研修、家族滞在）の下欄に掲げる活動を行おうとする者」です。

「別表第一の二の表及び四の表の下欄に掲げる活動を行おうとする者」についてのみ上陸許可基準に適合することが上陸条件として規定されたのは、これらの種類の活動を行おうとする外国人については、その入国者の規模や活動態様いかんによっては我が国の産業や国民生活等に影響を及ぼすものと考えられ、政策的な観点からその受入れ範囲の調整を図って適正な入国管理を行う必要があると認められるからです。

上陸許可基準は、①学歴要件、②実務経験年数、③従事する業務内容、④報酬額、⑤受入れ機関に関する条件などを定めており、実務上大変重要です。「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年五月二十四日法務省令第十六号）」を何度も読んで、日々上陸許可基準の理解に努めてください。

#### 【もう一步先に！】入管法第7条第1項から分かること

入管法第7条第1項から、次のようなことが読み取れます。

□再入国の許可を受けている場合（みなし再入国許可を含む。）は、在留資格該当性、上陸許可基準適合性が上陸のための条件でなくなります。たとえば、日本人と結婚し、「日本人の配偶者等」で在留する者が、一時帰国中にその日本人と離婚した場合、「日本人の配偶者等」の在留資格該当性は失われますが、上陸のための条件には適合します（入管法第7条第1項柱書き）。

□本邦に上陸しようとする外国人の所持する旅券に与えられた査証が有効であっても、上陸が許可されるとは限りません。すなわち、有効な査証があっても、上陸許可が約束されているわけではなく、上陸のための条件のひとつをクリアーしているに過ぎません。

□在留資格「高度専門職2号」、「技能実習2号」「技能実習3号」、告示外の「特定活動」、「永住者」、告示外の「定住者」については、再入国の許可を受けている場合を除き、入国審査官がその上陸を許可することはできません。在留資格認定証明書の交付対象でもありません。在留資格「高度専門職2号」及び「技能実習2号」「技能実習3号」については、「高度専門職1号」及び「技能実習1号」「技能実習2号」からの変更、「永住者」については、出生などに伴い「永住者」を取得しようとする場合を除き、他の在留資格からの変更を前提としています。

告示外の「特定活動」及び告示外の「定住者」については、法務大臣がその上陸を特別に許可することはできます（入管法第12条第1項）。告示外の「特定活動」「定住者」については、在外公館で査証の発給を受けて来日する方法もありますが、短期滞在査証などで来日し、「短期滞在」から告示外の「特定活動」又は告示外の「定住者」への在留資格変更許可申請をするのが一般的な実務です。

#### 【もう一步先に！】告示外と告示内

在留資格「定住者」と「特定活動」には、①それぞれの法務大臣告示に規定されている類型と②法務大臣告示には規定されていないものの先例上認められている類型（“告示外”と呼ばれています。）があります。

実務上重要なのは、告示に規定がある「定住者」「特定活動」は、在留資格認定証明書の交付対象ですが、告示外の場合は交付対象外ということです。また、随時、告示に規定される「定住者」「特定活動」の類型は増加していますので、常に最新の告示をチェックする必要があります。

##### ○「定住者」に係る告示の名称

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第二の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件（平成2年法務省告示第132号）

##### ○「特定活動」に係る告示の名称

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成2年法務省告示第131号）

【在留資格「技術・人文知識・国際業務」の在留資格該当性】

Q 8. 解答、解説

解答 2

解説

肢1. 正しい。入国在留審査要領第12編第15節第1の3(3)イは、「行おうとする活動が在留資格『技術・人文知識・国際業務』の上陸許可基準第2号イに列挙されている『翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝又は海外取引業務、服飾若しくは室内装飾に係るデザイン、商品開発その他これらに類似する業務に従事する』場合であっても、大学等において、これらの業務に従事するのに必要な科目を専攻し、卒業したもの又は本邦の専門学校を修了し、専門士の称号を得たものである場合は、同基準第1号が適用される。」としています。

肢2. 誤っている。在留資格「技術・人文知識・国際業務」に係る入管法別表は、在留資格「技術・人文知識・国際業務」から「企業内転勤の項の下欄に掲げる活動を除く。」と規定しており、「企業内転勤」に該当する場合は、「技術・人文知識・国際業務」に該当しないこととなります。この点、設問には「期間を定めて転勤し」とあるので、在留資格「企業内転勤」に該当し、在留資格「技術・人文知識・国際業務」には該当しないこととなります。在留資格「技術・人文知識・国際業務」と「企業内転勤」との関係は、一般法と特別法との関係になると説明することもできます。

基準省令は「企業内転勤」の在留資格について「申請に係る転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において一年以上継続して法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる業務に従事していること。」とする基準を定めていますが、仮に当該外国人が一年以上継続してこのような勤務をしていなかった場合（すなわち「企業内転勤」の在留資格に係る基準に適合しない場合）で「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の上陸許可基準に適合する場合には、例えば転勤期間を一定期間に制限しなければ、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格をもって入国することが可能となります。

「総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第3次答申」に関する在留資格認定」より

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan\\_nyukan20.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyukan20.html)

新規入社の従業員を派遣するなど、在留資格「企業内転勤」で求められる”在職1年以上の要件”を満たさない場合は、在留資格「技術・人文知識・国際業務」での転勤が可能となるよう「期間」の定めをなくし、在留資格「企業内転勤」に該当しないようにするとともに、在留資格「技術・人文知識・国際業務」の要件である「本邦の公私の機関との契約」を満たすため、本邦の公私の機関である日本子会社と外国人本人が労働契約を締結する必要があります。

肢3. 正しい。プログラムの開発に従事するエンジニアでも、常に「理学、工学その他の自然科学の分野」（技術）に属する技術若しくは知識を要する業務に従事する者として、在留資格「技術・人文知識・国際業務」に該当するわけではありません。在留資格「技術・人文知識・国際業務」の在留資格該当性を吟味する際は、外国人本人の肩書・地位（エンジニア、営業担当など）ではなく、あくまでも問題にすべきはその”活動内容”で、どのような「技術若しくは知識を要する業務」なのかを常に精査する必要があります。

在留資格は、申請人がエンジニアか通訳者かという「者」に着目して付与されるものではなく、あくまでも「活動」に対して与えられるものであることを確認しておいてください。

その業務に従事するために要する「技術若しくは知識」が、「理学、工学その他の自然科学の分野」（技術）の場合には、「理学、工学その他の自然科学の分野」の技術・知識を、「法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野」（人文知識）の場合には、「法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野」の技術・知識を大学等で修得していること（従事しようとする業務と専攻内容との関連性）が必要です。

#### 【もう一歩先に！】

平成26年4月1日に施行された平成26年改正入管法において、従来の在留資格「技術」と在留資格「人文知識・国際業務」が一本化されて、在留資格「技術・人文知識・国際業務」となりました。この結果、一見、在留資格該当性のレベルでは、「理学、工学その他の自然科学の分野」（技術）の技術・知識を要する業務なのか、「法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野」（人文知識）の技術・知識を要する業務なのかの吟味が不要になったようにも思えます。平成26年改正入管法が施行される前であれば、エンジニアとしての就職であっても、大学での専攻内容が”文系”である場合には、上陸許可基準適合性（従事しようとする業務と専攻内容との関連性）をクリアーすべく、在留資格「技術」

ではなく、在留資格「人文知識・国際業務」での該当性の検討を行う必要がありました。

現行法の下でも、従事しようとする業務と専攻内容との関連性（上陸許可基準該当性のレベル）では、大学等で従事する業務に必要な技術・知識を修得したのかが問われる以上、依然として、外国人が従事する活動がどのような「技術若しくは知識を要する業務」なのかを正確に吟味しておく必要があります。

また、在留資格「高度専門職1号ロ」は、在留資格「技術・人文知識・国際業務」と重複することが想定されていますが、思考や感受性のレベルの高低をポイントで測ることは困難であることから、「国際業務」は、在留資格「高度専門職1号ロ」の対象から除外されています。したがって、「国際業務」である翻訳・通訳に従事するとして、大学を卒業した者が在留資格「技術・人文知識・国際業務」への在留資格変更の許可を受けたような場合は、在留資格「高度専門職1号ロ」への変更が認められない可能性があります。この点。大学にて日本語を専攻した者が日本語の通訳・翻訳に従事する場合は、「人文知識」として、在留資格「技術・人文知識・国際業務」に該当するので、在留資格「高度専門職1号ロ」への変更が認められます。

肢4. 正しい。「理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務」（技術・人文知識）だけでなく、「外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動」（国際業務）も一定水準以上の専門的能力が必要とされています。



【在留資格「技術・人文知識・国際業務」の上陸許可基準】

Q 9. 解答、解説

解答

解説 2

肢1. 正しい。在留資格「技術・人文知識・国際業務」に係る上陸許可基準第1号参照。「大学を卒業した者については、大学が、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とし、また、その目的を実現させるための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与することとされている（学校教育法第83条第1項第2項）」ことを根拠に、本肢のような運用がなされています（入国在留審査要領第12編第15節第1の3（2）ア（イ））。したがって、専修学校卒業者（予定を含む）の案件を取り扱う場合には、大卒者より具体的に『従事しようとする業務と専攻科目との関連性』について立証することが求められます。また、前提として、『従事しようとする業務』が「自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務」であること（在留資格該当性のレベル）の立証が必要であることは言うまでもありません。

参考) 平成20年7月17日、法務省入国管理局長通達

「大学における専攻科目と就職先における業務内容の関連性の柔軟な取扱いについて」

「在留資格『技術』及び『人文知識・国際業務』の該当性の判断に当たっての専攻科目と業務内容の関連性については、従来から柔軟に取り扱ってきたところ、経済財政諮問会議における民間議員を始め各方面からこの点に関して制限的な取扱いが見受けられるとの指摘がなされています。については、現在の企業においては、必ずしも大学において専攻した技術又は知識に限られない広範な分野の知識を必要とする業務に従事する事例が多いことを踏まえ、在留資格『技術』及び『人文知識・国際業務』の該当性の判断に当たっては、IT技術者に限らず、入国・在留審査要領第12編第2章第14節第1の2（7）（※）に準じて柔軟に判断してその在留資格を決定することと願います。」

※入国・在留審査要領第12編第2章第14節第1の2（7）の内容は、次のとおり。「いわゆるIT関連技術者に係る入国・在留審査においては、一般に『技術』の在留資格該当性を検討し、これを決定されているところであるが、近年、

いわゆるIT関連の業務については、必ずしも理工系の技術・知識に限られない広範な分野の知識を必要とする業務となっている状況にあることを踏まえ、IT関連技術者に係る入国・在留審査においては、在留資格『技術』の項の下欄に掲げる活動にいう『理学、工学その他自然科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務』に当たらない場合であっても、在留資格『人文知識・国際業務』の同様の活動にいう『法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務』への該当性を十分検討してその在留資格を決定する。」

肢2. 誤っている。在留資格「技術・人文知識・国際業務」に係る上陸許可基準第2号参照。大学を卒業した場合に実務経験が不要とされるのは、大学を卒業した者が翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務に従事する場合のみです。実務経験が不要とされているのは、翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務は、外国人の母国語に係るものが通常であり、実務経験のない外国人でも行うことが可能であるからです。この点、大学を卒業した者が翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務に従事する場合、当然、真実そのような業務が就職先にあることの立証が前提として必要となります。取引先などの関係先に海外企業がないのに、安易に翻訳、通訳に従事するなどとして申請することのないようにしてください。なお、実務経験は、「関連する業務」についてのもので足り、外国人が本邦において従事しようとする業務そのものについての実務経験を有することまでは必要とされていません。

肢3. 正しい。在留資格「技術・人文知識・国際業務」に係る上陸許可基準第3号参照。「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬」について、入国在留審査要領第12編第2章第2は、「報酬額を基準として一律に判断することは適切ではない。個々の企業の賃金体系を基礎に日本人と同等額以上であるか、また、他の企業の同種の職種の賃金を参考にして日本人と同等額以上あるかについて判断する。」としています。

肢4. 正しい。在留資格「技術・人文知識・国際業務」に係る上陸許可基準第1号は、「当該技術若しくは知識に関連する科目を専攻して大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと。」としているので、大学を卒業した場合のみならず、これと同等以上の教育を受けた場合も可能です。この点、「大学を卒業した場合」とは、学士又は短期大学学士以上の学位を取得した場合を言うとしていますが、一方で文部科学省編「諸外国の学校教育」において、高等教育機関として位置づけられている機関を卒業した者は、「大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けた」者に該当するとされています。中

国の大学の本科ではなく、専科を卒業した場合、学士の学位は授与されませんが（中国の大学の場合、本科の大学卒業者には、卒業証明書に加えて学位証明書が発行されています）、「大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けた」者に該当する余地はあります。

## 【在留資格認定証明書の交付申請における代理人】

### Q10. 解答、解説

解答 3

解説

在留資格認定証明書の交付申請は、「当該外国人を受け入れようとする機関の職員その他の法務省令（入管法施行規則第6条の2第3項、同施行規則別表第4）で定める者」を代理人として行うことができます（入管法第7条の2第2項）。在留資格認定証明書は、本邦に上陸しようとする外国人が交付申請をするのが原則ですが、本邦に上陸しようとする外国人本人は通常外国にいるため、代理人による申請が可能となっています（本邦に上陸しようとする外国人自身が申請を行うのは、在留資格「短期滞在」など他の在留資格で申請時に在留しているような場合です。）。ここにいう「代理人」とは、民法上の代理人とは異なり、手続の代行者という程度の意味です。

肢3. 「行政書士で所属する行政書士会を経由してその所在地を管轄する地方出入国在留管理局長に届け出たもの」（入管法施行規則第6の2第4項第2号）は、当該外国人等に代わって申請書等の提出を行うもの（申請取次者）であり、申請人又は申請代理人ではありません。したがって、在留資格認定証明書の交付申請の申請書（2枚目）における「申請人（代理人）の署名」部分は、年月日（申請日ではなく署名日を西暦で記入）を含めて、必ず申請人又は申請代理人が自書するようにしてください。行政書士は、「取次者」の欄に記名し職印を押印します（行政書士法施行規則第9条第2項）。申請書の記載内容に明らかな誤記があった場合、訂正を行うことにより申請が受けられる場合もあるので、入管に行く際は申請取次ぎの届出済証明書に加えて、必ず職印を持参するようにしてください。

肢4. 親族の範囲について民法は、「6親等内の血族」「配偶者」「3親等内の姻族」と規定しています（民法第725条）。通常、日本人である配偶者が本邦にすることが多いため、その者が申請代理人となるのが一般的ですが、日本人である配偶者、外国人である配偶者とも本邦外に住んでいるケースもあります。その場合、申請代理人になってくれる親族が本邦にいればいいのですが、どうしてもいないときには、日本人である配偶者や外国人である配偶者（本人）に一時的に来日してもらわなければなりません。行政書士が申請を取り次ぐ時点で申請人又は申請代理人が本邦に在留している必要があります。

## 【資格外活動許可】

### Q 1 1. 解答、解説

解答 4

解説

入管法別表第1及び第2が、「行うことができる在留活動」を規定しているのに対し、入管法第19条第1項は「行ってはならない活動」を定めています。そのため、各在留資格の射程範囲を正確に把握するために、第19条第1項を深く理解しておくことが重要です。

まず、「行ってはならない活動」が規定されているのは、「入管法別表第1の上欄の在留資格」ということを確認してください。入管法別表第2の上欄の在留資格は、在留活動の範囲について何ら制限がないため、「行ってはならない活動」を定める必要がありません。

次に、「行ってはならない活動」として規定されているのは、「収入を伴う事業を運営する活動」及び「報酬を受ける活動」、すなわち就労活動です。「入管法別表第1の上欄の在留資格」であっても、非就労活動については制限がないので、在留資格「経営・管理」の在留資格をもって在留する外国人が、事業の経営・管理に従事する活動を行う傍ら日本語学校に通学して日本語教育を受けることは、何らの入管法上の手続を経ることなく可能です。もともと、専ら非就労活動に従事することになった結果、経営・管理活動に従事していると評価できなくなった場合は、在留資格「経営・管理」の在留資格該当性が失われてしまい、取消し事由に該当したり（入管法第22条の4第1項第6号）、在留期間の更新が許可されないことがあるので注意してください。

資格外活動許可の対象となる在留資格は、「行ってはならない活動」が規定されている入管法別表第1の上欄の在留資格です（入管法第19条第2項）。入管法別表第2の上欄の在留資格（「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」）は、在留活動の範囲について何ら制限がないため、入管法上、本邦においてあらゆる活動に従事することができます（他の法令により、外国人の就労が制限されている場合は別です）。したがって、資格外活動許可の対象にはなり得ません。

肢1. 入管法第19条第1項第2号参照。なお、入管法第19条第1項第1号において、「報酬（業として行うものではない講演に対する謝金、日常生活に伴う臨時の報酬その他の法務省令で定めるものを除く。以下同じ。）を受ける活動」となっている以上、第2号の「報酬を受ける活動」における「報酬」からも「業として行うものではない講演に対する謝金、日常生活に伴う臨時の報酬その他の法務省令で定めるもの」は除かれることに注意。

肢2. 「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」など入管法別表第2の上欄の在留資格は、活動制限のない在留資格なので、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動に従事する場合でも、同法第19条第2項の資格外活動許可を受けることは必要ありません。

肢3 入管法施行規則第19条の3第3号参照。

肢4. 報酬を受けて大学で講義を行う活動は、「本邦の大学において教育をする活動」として在留資格「教授」に該当します。この点、大学での講義内容がソフトウェアの開発活動に関連性を有する場合には、「自然科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務に従事する活動」として、在留資格「技術・人文知識・国際業務」にも該当しそうです。しかし、在留資格「教授」に該当する活動は、「技術・人文知識・国際業務」に該当する活動から除外されます（入管法別表第1の在留資格「技術・人文知識・国際業務」に係る部分参照）。したがって、報酬を受けて大学で講義を行う活動は、在留資格「技術・人文知識・国際業務」に該当する活動に属しない報酬を受ける活動として、資格外活動許可が必要となります。

（もう一歩前に）

1. 当該在留資格が想定している範囲内の活動を行う場合→適法

2. 当該在留資格が想定している範囲外の活動を行う場合

（1）資格外活動違反とならない場合→適法（入管法第19条第1項参照）

例：在留資格「技術・人文知識・国際業務」を付与されている者が、夜間大学に通学することを「技術・人文知識・国際業務」は想定していませんが、適法です。

（2）資格外活動違反となる場合→違法（入管法第19条第1項参照）

①退去強制事由に該当しない場合（入管法第24条第4号イ）

→「専ら性、明白性」が認められない場合

※但し、この場合でも、入管法第73条により、禁錮以上の刑に処せられた場合は、退去強制事由に該当する（入管法第24条第4号へ）

②退去強制事由に該当する場合（入管法第24条第4号イ）

→「専ら性、明白性」が認められる場合

## 【資格外活動許可】

### Q 1 2. 解答、解説

解答 2

解説

資格外活動許可の対象となる在留資格は、入管法別表第一の上欄の在留資格です（入管法第19条第2項）。この点、本設問の選択肢である在留資格「公用」「経営・管理」「家族滞在」は、入管法別表第一の上欄の在留資格ですが、「永住者の配偶者等」は、入管法別表第二の上欄の在留資格です。入管法別表第二の上欄の在留資格（「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」）は、在留活動の範囲について何ら制限がないため、入管法上、本邦においてあらゆる活動に従事することができます（他の法令により、外国人の就労が制限されている場合は別です）。したがって、資格外活動許可の対象にはなり得ません。

### 【もう一步先に！】資格外活動の理解を深めよう！

入管法別表が、「行うことができる在留活動」を規定しているのに対し、入管法第19条第1項は「行ってはならない活動」を定めています。各在留資格の意味、射程を正確に把握するために、第19条第1項を深く理解しておくことが重要です。まず、「行ってはならない活動」が規定されているのは、「入管法別表第一の上欄の在留資格」ということを確認してください。入管法別表第二の上欄の在留資格は、在留活動の範囲について何ら制限がないため、「行ってはならない活動」を定める必要がありません。

つぎに、「行ってはならない活動」として規定されているのは、「収入を伴う事業を運営する活動」及び「報酬を受ける活動」、すなわち就労活動です。「入管法別表第一の上欄の在留資格」であっても、非就労活動については制限がないので、在留資格「経営・管理」の在留資格をもって在留する外国人が、事業の経営・管理に従事する活動を行う傍ら日本語学校に通学して日本語教育を受けること（「留学」に該当）は、何らの入管法上の手続を経ることなく可能です。この点、専ら非就労活動に従事することになった結果、経営・管理活動に従事していると評価できなくなった場合は、在留資格「経営・管理」の在留資格該当性が失われてしまい、取消し事由に該当することや入管法第22条の4第1項第6号）、在留期間の更新が許可されないことがあるので注意してください。



## 【資格外活動許可】

### Q 1 3. 解答、解説

解答 3

解説

肢1. 公立の小学校で語学の教育を行う活動は、「教育」の在留資格に該当し、「技術・人文知識・国際業務」には該当しないので、資格外活動の許可が必要となります。なお、企業や企業が経営する語学学校で語学教師として活動する場合は、「教育」ではなく、人文科学の分野に属する知識を必要とする業務あるいは外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務として「技術・人文知識・国際業務」に該当します。

肢2. 夜間、大学にてコンピュータソフト開発に関する講義をする活動を行う場合は、「本邦の大学において教育をする活動」として、在留資格「教授」に該当するので、資格外活動許可が必要となります。

肢3. 在留資格「経営・管理」に属しない「報酬を受ける活動」に従事すると資格外活動になりますが、「業として行うものではない講演に対する謝金」は、「報酬」から除外されています（入管法第19条第1項第1号）。

肢4. 在留資格「家族滞在」を付与されている者が、「収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動」に従事するには、資格外活動許可が必要となります（入管法第19条第1項第2項）。

## 【資格外活動許可】

### Q14. 解答、解説

解答 2

解説

肢1. キャバレー、スナックのみならず、麻雀店、パチンコ屋も「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業」に該当しますので注意してください（入管法施行規則第19条第5項第1号、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）。

肢2. 「1週について28時間以内」とは、どの曜日から1週の起算をした場合でも常に1週について28時間以内であることをいいます（入管法施行規則第19条第5項第1号、入国在留審査要領第10編第2章第2節第2の2（1））。

肢3. 就労資格証明書は、「その者が行うことができる収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を証明する文書」です。したがって、資格外活動の許可（入管法第19条）を受けた「留学」の在留資格をもって在留する者は、「収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動」を行うことができるので、就労資格証明書の対象になります。

肢4. 所属していた教育機関を卒業すると、たとえ「留学」の在留資格に係る在留期間が未だ満了していなくても、アルバイト活動に従事することはできなくなります（入管法施行規則第19条第5項第1号）。もっとも、教育機関を卒業後、継続就職活動若しくは内定後就職までの在留を目的とする「特定活動」の在留資格をもって在留する場合も、新たに資格外活動の許可を取得すればアルバイト活動に従事することができます。

## 【在留カードの交付対象者】

### Q15. 解答、解説

解答 3

解説

入管法第19条の3は、①3月以下の在留期間が決定された者、②短期滞在の在留資格が決定された者、③外交又は公用の在留資格が決定された者、④前3号に準ずる者として法務省令（入管法施行規則第19条の5）で定めるもの、以外の者を「中長期在留者」とし、在留カードの交付対象としています。①②③④以外の者が在留カードの交付対象ということなので、①～④のいずれかひとつに該当すると交付対象外となります。

肢3. 入管法第19条の3第1号は、「3月以下の在留期間が決定された者」を在留カードの交付対象から除外しているため、「6月」の在留期間が決定された者は在留カードの交付対象のように思われます。しかし、入管法第19条の3第4号は、「前3号に準ずる者として法務省令で定めるもの」を在留カードの交付対象外としています。したがって、「6月」の在留期間が決定された者は、「3月以下の在留期間が決定された者」には該当しませんが、「前3号に準ずる者として法務省令で定めるもの」に当たり、在留カードの交付対象から外れる可能性があります。「前3号に準ずる者として法務省令で定めるもの」として、入管法施行規則第19条の5は、台湾日本関係協会の本邦の事務所若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動を特に指定されたものを規定しています。

肢4. 特別永住者に対しては、在留カードではなく、特別永住者証明書が交付されます（入管特例法第7条）。

【住居地の変更届出、在留カードの再交付、所属機関等に関する届出、本人の出頭義務と代理人による届出等】

Q16. 解答、解説

解答 3

解説

肢1. 住居地の変更届出は、出入国在留管理庁長官に対して行いますが、「当該市町村の長を経由して」届け出ることになっているので（入管法第19条の9第1項）、届出の窓口は新住居地の市区町村役場となります。なお、新住居地の市区町村役場に転入届、転居届を行った場合、住居地の変更届出がなされたものとみなされます（入管法第19条の9第3項）。

肢2. 在留カードの再交付申請は、出入国在留管理庁長官に対して行いますが（入管法第19条の12第1項、入管法施行規則第19条の11）、住居地の変更届出のように、「当該市町村の長を経由して」と規定されていないので、地方出入国在留管理局が申請窓口となります。

肢3. 入管法第19条の16第3号。在留資格「家族滞在」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」を付与されている外国人配偶者は、その配偶者との離婚又は死別について届出義務がありますが、在留資格「定住者」を付与されている外国人配偶者は、その配偶者との離婚又は死別について届出義務を負いません。

肢4. 問題文のとおり、中長期在留者には、16歳に満たない者を除き、在留カードを常に携帯する義務があります（入管法第23条第2項第5項）。他方、在留資格変更許可申請や在留期間更新許可申請は、外国人本人が自ら地方出入国在留管理局に出頭して行うのが原則とされるものの（入管法第61条の9の3第1項3号）、当該外国人の法定代理人が本人に代わってする場合その他法務省令で定める場合には、当該外国人は自ら出頭することを不要とし（入管法第61条の9の3第4項）、入管法施行規則第59条の6第3項第1号は、「行政書士で所属する行政書士会を経由してその所在地を管轄する地方出入国在留管理局に届け出たもの」が本人に代わって、申請書等の提出及び旅券・在留カードの提示を行うことを認めています。

したがって、申請の際に在留カードの提示が必要である以上（入管法施行規則第20条第4項第1号、第21条第4項）、申請を取り次ぐ行政書士は、申請に当たり本人より在留カードの原本を預かることができます。なお、その場合、トラブル防止のため在留カードのコピーを添付し、行政書士の連絡先を記載した預かり証を本人に交付しておくことが望ましいです。

【在留資格の取消し】

Q 17. 解答、解説

解答 4

解説

肢1. 入管法第22条の4第1項第5号。

肢2. 入管法第22条の4第1項第10号。

肢3. 入管法第22条の4第1項第8号。

肢4. 「4月」ではなく「6月以上」が正しい（入管法第22条の4第1項第7号）。  
この点、入管法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者が、正当な理由なく、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動を継続して3月以上行わないで在留していると（在留資格「高度専門職2号」の場合は6月以上）、在留資格の取消し事由に該当します（入管法第22条の4第1項第7号）。

## 【再入国の許可】

### Q18. 解答、解説

#### 解答 1

#### 解説

本邦に在留する外国人は、いったん本邦から出国すれば、その時点でその有する在留資格及び在留期間は消滅します。そのため、再び本邦に入国しようとする場合には、本来、入国に当たり、査証を取得するほか、所定の上陸手続を経て上陸許可を受ける必要があります。

しかし、一時的に出国するような場合にも新規に入国する場合と同じ上陸手続が必要であるとすると、当該外国人に著しい不便を強いることになり、また、行政事務の負担にもなります。そこで、再入国許可の制度（入管法第26条、第26条の2、第26条の3）が設けられています。すなわち、出国前に再入国の許可を受けた外国人は、上陸の申請に当たり通常必要とされる査証が免除され（入管法第6条第1項ただし書）、改めて在留資格及び在留期間の決定を受けることなく（入管法第9条第3項ただし書）、簡便な上陸審査手続により上陸許可を受けて上陸することができ、上陸後は出国前の在留が継続しているものとして扱われます。

入国審査官は、本邦に上陸しようとする外国人から上陸の審査があったときは、以下の上陸のための条件に適合しているかどうかを審査しなければなりません（入管法第7条第1項）。この点、再入国の許可を受けている者（みなし再入国許可の適用者を含みます。）は、①と④のみが上陸のための条件となります。

- ①旅券と査証（査証を必要とする場合）の有効性
- ②活動内容の真実性、在留資格該当性、上陸許可基準適合性
- ③在留期間の適合性
- ④上陸拒否事由の非該当性

肢1. 本邦に在留資格をもって在留する外国人で有効な旅券を所持するもの（中長期在留者にあつては、在留カードを所持するものに限ります。）が、入国審査官に対し、再び入国する意図を表明して出国するときは、再入国許可を

受けたものとみなされます（入管法第26条の2第1項）。この場合の再入国許可の有効期間は、出国の日から1年（在留期間の満了日の日が出国日から1年を経過する日前に到来する場合には、在留期間の満了日までの期間）となります（入管法第26条の2第2項）ので、それまでに再入国しない場合は、新規に入国する場合と同じ上陸手続が必要となります。

肢2．特別永住者の場合、「3年」ではなく「2年」となります（入管特例法第23条第2項）。

肢3．入管法上、出入国在留管理庁長官は、再入国の許可を与える場合には、当該許可が効力を生ずるものとされた日から5年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものと規定されています（入管法第26条第3項）。この点、特別永住者の場合、再入国の許可の有効期間の特例が規定されており、当該許可が効力を生ずるものとされた日から6年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとされています（入管特例法第23条第1項）。

肢4．みなし再入国許可の場合、当該許可の延長を在外公館で行うことはできません（入管法第26条の2第3項）。



## 【再入国の許可】

### Q19. 解答、解説

解答 4

解説

本邦に在留する外国人は、いったん本邦から出国すれば、その時点でその有する在留資格及び在留期間は消滅します。そのため、再び本邦に入国しようとする場合には、本来、入国に当たり、査証を取得するほか、所定の上陸手続を経て上陸許可を受ける必要があります。

しかし、一時的に出国するような場合にも新規に入国する場合と同じ上陸手続が必要であるとすると、当該外国人に著しい不便を強いることになり、また、行政事務の負担にもなります。そこで、再入国許可の制度（入管法第26条、第26条の2、第26条の3）が設けられています。すなわち、出国前に再入国の許可を受けた外国人は、上陸の申請に当たり通常必要とされる査証が免除され（入管法第6条第1項ただし書）、改めて在留資格及び在留期間の決定を受けることなく（入管法第9条第3項ただし書）、簡便な上陸審査手続により上陸許可を受けて上陸することができ、上陸後は出国前の在留が継続しているものとして扱われます。

入国審査官は、本邦に上陸しようとする外国人から上陸の審査があったときは、以下の上陸のための条件に適合しているかどうかを審査しなければなりません（入管法第7条第1項）。この点、再入国の許可を受けている者（みなし再入国許可の適用者を含みます。）は、①と④のみが上陸のための条件となります。

- ①旅券と査証（査証を必要とする場合）の有効性
- ②活動内容の真実性、在留資格該当性、上陸許可基準適合性
- ③在留期間の適合性
- ④上陸拒否事由の非該当性

肢1. 本邦に在留資格をもって在留する外国人で有効な旅券を所持するもの（中長期在留者にあつては、在留カードを所持するものに限りまゝ。）が、入国審査官に対し、再び入国する意図を表明して出国するときは、再入国許可を受けたものとみなされます（入管法26条の2第1項、入管法施行規則第29条の2）。このみなし再入国許可の有効期間は、出国の日から1年（在留期間の満了日の日が出国日から1年を経過する日前に到来する場合には、在留期間の満了日までの期間）となりますので（入管法第26条の2第2項）、それまでに再入国しない場合は、新規に入国する場合と同じ上陸手続が必要となります。

肢2. 以下の①から⑤の者は、みなし再入国許可の対象とならないため、通常の再入国許可を取得する必要があります（入管法第26条の2第1項ただし書き、入管法施行規則第29条の4第1項）。

- ① 在留資格取消手続中の者
- ② 出国確認の留保対象者
- ③ 収容令書の発付を受けている者
- ④ 難民認定申請中の「特定活動」の在留資格をもって在留する者
- ⑤ 日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあることその他の出入国の公正な管理のため再入国の許可を要すると認めるに足りる相当の理由があるとして出入国在留管理庁長官が認定する者

肢3. 入管法上、出入国在留管理庁長官は、再入国の許可を与える場合には、当該許可が効力を生ずるものとされた日から5年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものと規定されています（入管法26条第3項）。なお、特別永住者の場合、再入国の許可の有効期間の特例が規定されており、当該許可が効力を生ずるものとされた日から6年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとされています（入管特例法第23条第1項）。

肢4. みなし再入国許可の場合、当該許可の延長を在外公館で行うことはできません（入管法第26条の2第3項）。1年以内に再入国できないおそれがある場合は、通常の再入国許可（入管法第26条）を取得して出国するように勧めてください。

## 【在留資格「高度専門職」の優遇制度】

### Q20. 解答、解説

解答 4

解説

#### 肢1. 在留歴に係る永住許可要件の緩和

永住許可を受けるためには、原則として、引き続き10年以上日本に在留していることが必要ですが、高度人材外国人には、原則10年在留に関する特例が適用されます。詳細は【永住許可に関するガイドライン】(令和元年5月3日改定)をご確認ください。

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan\\_nyukan50.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyukan50.html)

#### 肢2. 一定の条件の下での親の帯同の許容

現行制度では、就労を目的とする在留資格で在留する外国人の親の受入れは原則として認められません。しかし、つぎの(1)又は(2)のいずれかに該当する場合には、下記の要件を満たせば、高度人材外国人又はその配偶者の親(養親を含みます。)の入国・在留が認められます。

- (1) 高度人材外国人又はその配偶者の7歳未満の子(養子を含みます。)を養育する場合
- (2) 高度人材外国人の妊娠中の配偶者又は妊娠中の高度人材外国人本人の介助等を行う場合

(親の帯同が認められるための要件)

- ①高度人材外国人の世帯年収(高度人材外国人本人とその配偶者の年収を合算したもの)が800万円以上であること
- ②高度人材外国人と同居すること
- ③高度人材外国人又はその配偶者のどちらかの親であること

#### 肢3. 一定の条件の下での家事使用人の帯同の許容

外国人の家事使用人の雇用は、在留資格「経営・管理」、「法律・会計業務」で在留する一部の外国人に対してのみ認められるところ、高度人材外国人については、以下の要件を満たせば、外国人の家事使用人を帯同することが認められます。

(家事使用人の帯同が許容されるための要件)

①外国で雇用していた家事使用人を引き続き雇用する場合の条件（入国帯同型）

- ・高度人材外国人の世帯年収が1、000万円以上あること
- ・帯同する家事使用人が1名であること
- ・家事使用人に対して月額20万円以上の報酬を支払うことを予定していること
- ・帯同する家事使用人が本邦入国前に1年間以上当該高度人材外国人に雇用されていた者であること
- ・高度人材外国人が本邦から出国する場合、共に出国することが予定されていること

② ①以外の家事使用人を雇用する場合（家庭事情型）

- ・高度人材外国人の世帯年収が1、000万円以上あること
- ・帯同する家事使用人が1名であること
- ・家事使用人に対して月額20万円以上の報酬を支払うことを予定していること
- ・家庭の事情（申請の時点において、13歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有すること）が存在すること

肢4．帰化は、出入国管理上の優遇制度の対象になっておりません。

【在留資格「経営・管理」に係る上陸基準省令】

Q 2 1. 解答、解説

解答 4

解説

肢 3. 「2人以上の常勤の職員」には、日本人、特別永住者、在留資格「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」を保有する外国人のみが該当し、「技術・人文知識・国際業務」など入管法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者は除外されています（「経営・管理」に係る上陸基準省令2号イ）。

肢 4. 申請人の実務経験が求められるのは、申請人が事業の管理に従事しようとする場合のみで、事業の経営に従事しようとする場合は不要です。

【在留資格「技術・人文知識・国際業務」に係る上陸基準省令】

Q 2 2. 解答、解説

解答 3

解説

肢 2. 大卒の場合、従事しようとする業務に必要な技術又は知識と一般的に関連している科目を専攻していることで足りませんが、本邦の専修学校の専門課程修了者の場合（「専門士」の称号を付与されていることが必要です。）、審査実務では、従事しようとする業務に必要な技術又は知識と具体的に関連している科目を専攻していることが求められています。

肢 3. 申請人が外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事しようとする場合（「国際業務」の場合）は、大学を卒業した者が翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務に従事する場合を除き、従事しようとする業務に関連する業務について3年以上の実務経験が必要となります。この点、申請人が、自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務に従事しようとする場合（「技術・人文知識」の場合）、実務経験を理由に従事しようとする業務に必要な技術又は知識を修得していると言えるためには、10年以上の実務経験（「国際業務」の場合と異なり、実務経験には、大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に関連する科目を専攻した期間が含まれます。）が必要となります。

## 【本邦の公私の機関との契約】

### Q 2 3. 解答、解説

解答 4

解説

肢1. 正しい。在留資格「企業内転勤」では、「本邦の公私の機関との契約」が要件とはなっていないので、派遣先の日本子会社との間で労働契約を新たに締結して本邦で活動する場合のみならず、従前から締結している派遣元のアメリカ企業との労働契約に基づき本邦で活動すること場合も、「企業内転勤」に該当する。これに対して、「本邦の公私の機関との契約」が要件となっている在留資格「技術、人文知識、国際業務」等においては、派遣元のアメリカ企業との契約に基づき本邦で活動することはできないとされており、派遣先の日本子会社との契約を新たに締結して本邦で活動することが必要です。

この点、派遣先が法人である日本子会社ではなく、日本支店や駐在員事務所である場合には、派遣元のアメリカ企業との契約に基づき本邦の日本支店や駐在員事務所でも活動することも、在留資格「技術・人文知識・国際業務」に該当するとされています（平成16年2月17日法務省入国管理局入国在留課事務連絡：在留資格「投資・経営」及び「企業内転勤」の留意点について）。

以上から、未だ対日拠点（日本子会社や日本支店等）を設置していないアメリカ企業から、日本に従業員を派遣したいとの相談があった場合は、当該アメリカ企業が派遣元となるアメリカ企業との労働契約に基づき、従業員を本邦で活動させたいという希望を有するときは、日本子会社ではなく日本支店等を設立する必要があります。もっとも、対日拠点を設置するに際しその形態として、日本子会社か日本支店かの検討は、在留資格の問題のみならず租税上の問題なども複雑に絡み合うため、国際税務に詳しい税理士などと共同で検討することが必要と思われます。

肢2. 正しい。入管法上「契約」とのみ規定されているので、雇用契約のほか、委任契約、請負契約なども「契約」に当たります。また、複数の企業にて英会話講師をする場合なども、労働契約が特定の機関との継続的なものであれば、在留資格「技術・人文知識・国際業務」に該当します。

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の対象となる活動は「本邦の公私の機関との契約」に基づいて行うことが要件として定められていますが、この契約は雇用契約に限られず、委任、委託、嘱託等の契約も含まれます。ただし、在留活動が継続して行われることが見込まれることが必要ですので、これらの契約は、特定の機関（複数でもかまいません。）との継続的なものでなければなりません。

「総合規制改革会議の『規制改革の推進に関する第3次答申』に関する在留資格認定」

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan\\_nyukan20.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyukan20.html)

肢3. 正しい。本邦に事務所、事業所等を有する外国の法人も「本邦の公私の機関」に含まれるとされています（入国在留審査要領第2章第1節第1参照）。したがって、外国企業の日本支店又は日本駐在員事務所での活動は、在留資格「企業内転勤」に加えて、在留資格「技術、人文知識・国際業務」にも該当する場合があります。その場合、日本支店又は日本駐在員事務所自体は、契約当事者にはならないので、外国人本人との労働契約は、外国企業自体との間に成立することになります。新卒者を採用する場合など、在留資格「企業内転勤」で求められる申請に係る転勤の直前1年以上の本社等における勤務経験がないとき（在留資格「企業内転勤」に係る上陸許可基準参照）は、在留資格「技術・人文知識・国際業務」の該当性を検討することが必要です。

平成16年2月17日法務省入国管理局入国在留課事務連絡

在留資格「投資・経営」及び「企業内転勤」の留意点について（抜粋）

「本邦の公私の機関」については、従来から、我が国の政府関係機関、地方公共団体関係機関、公社、公団、会社、公益法人等のほか、本邦にある外国の政府関係機関、外国の地方公共団体関係機関、国際機関、外国法人の支店、支社等も含まれるとされているが、契約の主体となり得るのは自然人又は法人格を有する団体に限られることから、「本邦の公私の機関との契約に基づいて」という場合の「本邦の公私の機関」は自然人又は法人格を有する団体を意味し、外国法人の支店、支社等については外国法人となるが、このとき外国法人は外国の公私の機関であると同時に本邦の公私の機関でもある。

したがって、外国法人との契約に基づいて、「技術」又は「人文知識・国際業務」の在留資格に係る活動を行う外国人に対して在留資格を決定するに際しては、本邦に設置された本店、支店等との間で新たな雇用契約が締結されていることを求める必要はなく、「企業内転勤」の在留資格における「公私の機関」と同様に、外国にある本店、支店等において行っていた外国法人との契約をもって契約に基づくものとして取り扱うことになる。



肢4. 誤っている。「本邦の公私の機関」には、本邦に事務所、事業所等を有する個人も含まれます。したがって、個人事業主である行政書士に雇用されて、その行政書士事務所で翻訳・通訳に従事する活動も、在留資格「技術・人文知識・国際業務」に該当します。

参照条文

・「高度専門職」、「研究」、「技術・人文知識・国際業務」「技能」に係る入管法別表

## 【在留資格「企業内転勤」】

### Q 2 4. 解答、解説

解答 1

解説

肢1 入管法第7条第1項第2号の基準（上陸許可基準）を定める省令の在留資格「企業内転勤」に係る部分参照。

肢2 1年以上継続して勤務をしていなかった外国人が、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当する活動の要件として、「本邦の公私の機関との契約」に基づいて活動を行うことが求められます。本邦の公私の機関との契約に基づいて活動を行うことが必要であるのは「企業内転勤」の場合も同様ですが、当該外国人は転勤する前に外国企業に採用された時点で当該企業との間で雇用契約等を既に結んでおり、当該雇用契約をもって「本邦の公私の機関との契約」があることから、同一の法人の外国の事業所から本邦の事業所への転勤の場合には新たな契約が不要となります。この点は、「企業内転勤」の在留資格に特有のことではなく、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で入国する場合も同一法人の外国の事業所から本邦の事業所への転勤の場合は、本邦にある外国法人の本店、支店等との関係で新たに雇用契約を締結する必要はありません。

肢3 在留資格「企業内転勤」では、日本の子会社から給与の支払いを受けること（転勤に伴い派遣先に所属するケース）も、海外の親会社から給与の支払いを受けること（派遣元に在籍したまま転勤するケース）もできます。

肢4 在留資格「企業内転勤」の場合、海外の派遣元と本邦の派遣先との間に、本店・支店（駐在員事務所を含む。）の関係、親会社・子会社の関係などの資本関係、関連会社の関係などが必要です。そのような関係がなくなる場合、在留資格を「技術・人文知識・国際業務」などに変更する必要があります。この場合、大卒者でない場合の対応が問題となる場合がありますが、在留資格「企業内転勤」にて本邦で就労していた期間が、在留資格「技術・人文知識・国際業務」に係る上陸許可基準上の「実務経験」として認められるときがあります。

## 【在留資格「企業内転勤」の対象となる転勤】

### Q25. 解答、解説

#### 解答 1

#### 解説

在留資格「企業内転勤」は、「本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動」とされています（入管法別表第1の2の「企業内転勤」の項の下欄）。「本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関」との文言から、同一会社内の転勤が「企業内転勤」の対象となることは明確ですが、系列企業内の転勤が「企業内転勤」の対象となるのか、なるとしてどの範囲までかは入管法上明確ではありません。この点、法務省の入国在留審査要領は、系列企業内の転勤も「企業内転勤」の対象となる旨明らかにし、系列企業内とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務省規則」とします。）が第8条にて定義する「親会社」「子会社」「関連会社」としてしています。

肢1. 駐在員事務所は、「その他の事業所」に当たるので、同一会社内の転勤である海外本店から日本駐在員事務所への転勤は、たとえ駐在員事務所が支店として登記されていなくても「本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤」する場合に当たり、「企業内転勤」の対象となります。

肢2. 同一会社内の転勤ではない海外親会社から日本子会社への転勤は、「本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤」する場合に当たるか入管法上明確ではありませんが、入国在留審査要領において、系列企業内の転勤として「企業内転勤」の対象となる旨記載されています。

肢3. 入国在留審査要領では、関連会社への転勤も「本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤」する場合に当たるとされています。

この点、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務省規則」とします。）は、「関連会社」を次のように定義しています。

『関連会社』とは、会社が、①出資、②人事、③資金、④技術、⑤取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の会社等をいう。」（第8条第5項）

※①②③④⑤とアンダーラインは、筆者にて加筆。

さらに、財務省規則は、「重要な影響を与えることができる場合」として、つぎの4つの類型を規定しています（財務省規則第6項）。

#### 【「重要な影響を与えることができる場合」の4類型】

類型1：単独で他社の20%以上の議決権を所有する場合

⇒出資関係（20%以上の議決権）のみで「重要な影響を与えることができる場合」に該当

類型2：単独で他社の15%以上の議決権を所有する場合

⇒出資関係（15%以上の議決権）に、「人事、資金、技術、取引等の関係」を加味してはじめて「重要な影響を与えることができる場合」に該当

類型3：複数の社が合同で（※）他社の20%以上の議決権を所有する場合

⇒出資関係（20%以上の議決権）に、「人事、資金、技術、取引等の関係」を加味してはじめて「重要な影響を与えることができる場合」に該当

※合同することができるのは、自己の議決権と、「出資、人事、資金、技術、取引関係等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の議決権を行使すると認められる者」および「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」の議決権です。

類型4：複数の社が契約等で共同で他社を支配する場合

すなわち、単独20%以上の出資関係がある場合はそれだけで、在留資格「企業内転勤」の該当性を有しますが、単独20%未満15%以上の出資関係の場合と合同20%以上の出資関係の場合は、”+アルファの関係（人事、資金、技術、取引等の関係）”との合わせ技で、「企業内転勤」の該当性を有することになります。議決権と人事、資金、技術、取引等の関係を加味すれば、他社の議決権の15%以上を所有する場合であれば、「企業内転勤」の該当性を有するので、本店・支店間の関係または親子会社間の関係ではないからと言って、「企業内転勤」の対象にならないと即断しないようにしてください。

海外企業A社は、日本企業B社の株主総会における議決権を25%保有しているので、上記の類型1に当たり、A社とB社の関係は「関連会社」として、A社・B社間の転勤は「企業内転勤」に該当します。

肢4. 同一会社内の転勤である海外本店から日本支店への転勤は、「本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤」する場合に当たり、「企業内転勤」の対象となります。

## 【在留資格「技術・人文知識・国際業務」と「企業内転勤」】

### Q 2 6. 解答・解説

#### 解答 2

#### 解説

在留資格には、「研究」「技術・人文知識・国際業務」「技能」など、「本邦の公私の機関との契約」に基づいてその活動を行うことが求められるものと、「教授」「経営・管理」「法律・会計業務」「医療」「教育」「企業内転勤」など、「本邦の公私の機関との契約」に基づいてその活動を行うことが求められないものがあります。本設問は、「本邦の公私の機関との契約」の理解を深めていただくために出題しました。

肢1. 在留資格「企業内転勤」は、「本邦の公私の機関との契約」を要件としていないので、従業員甲が、アメリカ企業Aとの労働契約に基づいて日本企業Bにて海外取引業務に従事することも可能です。

肢2. 在留資格「技術・人文知識・国際業務」は、「本邦の公私の機関との契約」を要件としているので、「本邦外の機関」であるアメリカ企業Aとの労働契約に基づいて活動することはできません。

肢3. たしかに、在留資格「技術・人文知識・国際業務」は、「本邦の公私の機関との契約」を要件としているので、「本邦外の機関」であるアメリカ企業Aとの労働契約に基づいて活動することはできないように思えます。しかし、平成16年2月17日、法務省入国管理局は、日本に支店や事務所を設置している外国法人は「本邦の公私の機関」に当たるとの解釈を明らかにしました(平成16年2月17日付法務省入国管理局入国在留課事務連絡)。よって、日本支店Cを設置しているアメリカ企業Aは、「本邦の公私の機関」に当たるので、従業員甲が、アメリカ企業Aとの労働契約に基づいて日本支店Cにて海外取引業務に従事するときは、在留資格「技術・人文知識・国際業務」に該当する可能性があります。

「企業内転勤」の場合、来日の直前1年以上、派遣元企業の本店や支店等に勤務していたことが求められるので、在職1年未満の従業員を日本支店Cに派遣することはできません。それゆえ、このような要件のない「技術・人文知識・国際業務」をもって日本支店Cで就労するニーズは高いです。

では日本支店Cとの労働契約に基づいて就労することは可能でしょうか。日本支店Cはあくまでもアメリカ企業Aの一部であり独立した法人ではないので、外国人が日本支店C自体と労働契約を締結することはできません。この点、日本支店Cの支店長（日本における代表者）には本社を代表して契約を締結する権限がありますが（会社法817条2項参照）、その契約の効果は日本支店Cではなく本店であるアメリカ企業Aにのみ帰属するので、日本支店Cとの労働契約にはなりません。

肢4．在留資格「企業内転勤」は、「本邦の公私の機関との契約」を要件としていないので、従業員甲が、アメリカ企業Aとの労働契約に基づいて日本支店Cにて海外取引業務に従事することも可能です。

【在留資格「技能」に係る上陸基準省令】

Q 27. 解答、解説

解答 4

解説

いわゆるワイン鑑定等(上陸基準省令第9号)に係る技能を要する業務に従事しようとする場合には「5年以上」の実務経験を有したうえで他の要件にも該当する必要があります。

在留資格「技術・人文知識・国際業務」については、在留資格に該当する活動が「技術若しくは知識」または「思考若しくは感受性」を要する業務に従事する外国人を受け入れるために設けられたものとされていることに対し、在留資格「技能」は「熟練した技能」を有する外国人を受け入れるために設けられたものとされています。

ただし「技能」については基準省令において、適合する業務が限定的に定められていることに注意が必要です。

上陸基準省令第1号(調理師)

料理の調理又は食品の製造に係る技能で外国において考案され我が国において特殊なものを要する業務に従事する者で、次のいずれかに該当するもの(第9号に掲げる者を除く。)

- イ 当該技能について10年以上の実務経験(外国の教育機関において当該料理の調理又は食品の製造に係る科目を専攻した期間を含む。)を有する者
- ロ 経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定附属書七一部A第五節1(c)の規定の適用を受ける者

日本国とタイ王国との間の協定附属書七一部A第五節1(c)

タイ料理の調理師(コック)

タイ料理に関する専門的な技能を必要とする活動であって、出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「技能」の在留資格に基づくもので当該活動に従事することになるタイ人が、以下の要件を満たすことを条件とする。

- ①タイ料理人として5年以上の実務経験を有していること(タイ労働省が発行するタイ料理人としての技能水準に関する証明書を取得するための要件を満たすために教育機関において教育を受けた期間を含む。)
- ②初級以上のタイ料理人としての技能水準に関する証明書を取得しているこ



と。

- ③日本国への入国及び一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の1年の期間に、タイにおいてタイ料理人として妥当な額の報酬(※)を受けており、又は受けていたことがあること。

※「妥当な額の報酬」とは、日本国の当局が毎年計算するタイ国内のすべての産業における被用者の平均賃金額を超える額の報酬又はこれに相当するもの（現金によるものに限る。）であって、タイ情報技術通信省国家統計局が公表する労働力調査において示される入手可能な最新の統計資料に基づくものをいう。

## 【在留資格「家族滞在」の該当性】

### Q 28. 解答、解説

解答 4

解説

在留資格「家族滞在」は、外国人が就労活動を行うことができない在留資格で、上陸許可基準への適合性が要件とされる在留資格です。

在留資格該当性について規定する入管法別表第1の4（在留資格「家族滞在」に係る部分）では、「留学」の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動が在留資格「家族滞在」に含まれるとされています。しかし、在留資格「家族滞在」に係る上陸許可基準では、扶養者を「留学」の在留資格をもって在留する者のすべてではなく、本邦の大学、専修学校の専門課程などで教育を受ける場合に限定し、扶養者がいわゆる日本語学校で教育を受ける場合（専修学校の高等課程、一般課程や各種学校などで専ら日本語の教育を受けようとする場合）を除外しているのに注意してください。

もっとも、在留資格「家族滞在」に該当する活動は、「扶養を受ける」配偶者又は子としての活動なので、扶養することができる経済的裏付けが必要となります。そのため、大学の留学生が家族を日本に呼び寄せることができるのは、預金などの資産があるなど扶養することができる経済的裏付けのある場合に限られます。

肢1. 2. 「子」には、嫡出子のほか、養子及び認知された非嫡出子が含まれます。また、成年に達した者も含まれます。（入国在留審査要領第12編第25節第1の2（2）エ）

肢4. 在留資格「家族滞在」の対象は、「配偶者」と「子」であり、親は含まれません。この点、在留資格「永住者」を付与された者や帰化した者などの親については、子の扶養を受ける活動として在留資格「特定活動」が付与される場合があります。もっとも、①高齢で②本邦外に実子など扶養能力のある親族がおらず、③在日親族に親を扶養できるだけの経済力があるケースなどの場合に人道的立場から限定的に資格が付与されているに過ぎません。

【在留資格「永住者」の要件】

Q 2 9. 解答、解説

解答 2

解説

肢1. 引き続き10年以上本邦に在留し、この10年以上の期間のうち就労資格又は居住資格をもって引き続き5年以上本邦に在留していることが必要とされます。

肢3. 通算ではなく、引き続き（継続して）10年以上本邦に在留していることが必要です。

肢4. 実体を伴った婚姻が3年以上継続し、かつ、引き続き1年以上本邦に在留していることが必要とされます。本邦在留要件としては「1年以上」ですが、在留期間「3年」が付与されるまで数年かかることが多いので、婚姻期間が3年以上あっても、来日後1年で永住許可の要件をクリアーできる場合は多くはありません。

【永住許可に関するガイドライン】（令和元年5月31日改定）

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan\\_nyukan50.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyukan50.html)

1 法律上の要件

(1) 素行が善良であること

法律を遵守し日常生活においても住民として社会的に非難されることのない生活を営んでいること。

(2) 独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること

日常生活において公共の負担にならず、その有する資産又は技能等から見て将来において安定した生活が見込まれること。

(3) その者の永住が日本国の利益に合すると認められること

ア 原則として引き続き10年以上本邦に在留していること。ただし、この期間のうち、就労資格又は居住資格をもって引き続き5年以上在留していることを要する。

イ 罰金刑や懲役刑などを受けていないこと。納税義務等公的義務を履行していること。

ウ 現に有している在留資格について、出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2に規定されている最長の在留期間をもって在留していること。

エ 公衆衛生上の観点から有害となるおそれがないこと。

※ ただし、日本人、永住者又は特別永住者の配偶者又は子である場合には、(1)及び(2)に適合することを要しない。また、難民の認定を受けている者の場合には、(2)に適合することを要しない。

## 2 原則10年在留に関する特例

(1) 日本人、永住者及び特別永住者の配偶者の場合、実体を伴った婚姻生活が3年以上継続し、かつ、引き続き1年以上本邦に在留していること。その実子等の場合は1年以上本邦に継続して在留していること

(2) 「定住者」の在留資格で5年以上継続して本邦に在留していること

(3) 難民の認定を受けた者の場合、認定後5年以上継続して本邦に在留していること

(4) 外交、社会、経済、文化等の分野において我が国への貢献があると認められる者で、5年以上本邦に在留していること

※「我が国への貢献」に関するガイドラインを参照して下さい。

(5) 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第16項に基づき認定された地域再生計画において明示された同計画の区域内に所在する公私の機関において、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成2年法務省告示第131号）第36号又は第37号のいずれかに該当する活動を行い、当該活動によつ

て我が国への貢献があると認められる者の場合、3年以上継続して本邦に在留していること

(6) 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令（以下「高度専門職省令」という。）に規定するポイント計算を行った場合に70点以上を有している者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 「高度人材外国人」として3年以上継続して本邦に在留していること。

イ 3年以上継続して本邦に在留している者で、永住許可申請日から3年前の時点を基準として高度専門職省令

に規定するポイント計算を行った場合に70点以上の点数を有していたことが認められること。

(7) 高度専門職省令に規定するポイント計算を行った場合に80点以上を有している者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 「高度人材外国人」として1年以上継続して本邦に在留していること。

イ 1年以上継続して本邦に在留している者で、永住許可申請日から1年前の時点を基準として高度専門職省令

に規定するポイント計算を行った場合に80点以上の点数を有していたことが認められること。

(注1) 本ガイドラインについては、当面、在留期間「3年」を有する場合は、前記1(3)ウの「最長の在留期間をもって在留している」ものとして取り扱うこととする。

(注2) 前記2(6)アの「高度人材外国人」とは、ポイント計算の結果70点以上の点数を有すると認められて在留している者が該当し、前記2(7)アの「高度人材外国人」とは、ポイント計算の結果80点以上の点数を有すると認められて在留している者が該当する。

【在留資格「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」】

Q30. 解答、解説

解答 1

解説

肢1. 在留資格「日本人の配偶者等」は、在留資格「家族滞在」と異なり、親子関係の存在に加えて扶養関係にあることが要件として定められていません。日本人の子として出生した元日本人が、海外に移住し外国籍を取得したものの（その時点で日本国籍を喪失します。国籍法第11条第1項参照。）、老後を日本で暮らしたいという場合は、「日本人の配偶者等」の付与を受けて本邦に在留することになります。

肢2. 在留資格「永住者の配偶者等」に該当する活動は、「永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者」と規定されているところ（入管法別表第二）、特別永住者は「永住者等」の等に含まれます。

肢3. 在留資格「永住者」をもって在留するものの子として出生した者が、本邦外で出生した場合は、在留資格「永住者の配偶者等」には該当しません（入管法別表第二の在留資格「永住者の配偶者等」項目参照）。なお、この場合、「永住者」の扶養を受けて生活する、この者の未成年で未婚の実子として、在留資格「定住者」に該当します（「定住者告示第6号イ」参照）。

肢4. 日本人の実子のうち、その者の出生の時点において、親が日本国籍を有していた場合には、在留資格「日本人の配偶者等」に該当します。これに対して、親が出生の時点では日本国籍を有していなかったが、出生後に日本国籍を取得した場合、その実子が未成年かつ未婚であって親の扶養を受けて生活するときは、在留資格「定住者」に該当します。なお、親が日本国籍を取得した場合、実子が未成年・未婚の時点で速やかに在留資格を「家族滞在」などから「定住者」に変更しておけばいいのですが、成人になってしまうと定住者告示に該当しなくなってしまうので注意が必要です（「定住者告示第6号イ」参照）。

【定住者告示第6号イ】

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第二の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件（平成2年法務省告示第132号）  
[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan\\_hourei\\_h07-01-01.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_hourei_h07-01-01.html)

六 次のいずれかに該当する者（第一号から第四号まで又は第八号に該当する者を除く。）に係るもの

イ 日本人、永住者の在留資格をもって在留する者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）の扶養を受けて生活するこれらの者の未成年で未婚の実子

【定住者告示】

Q 3 1. 解答、解説

解答 3

解説

肢 1. 定住者告示第 5 号イ。日本人の子として出生した者は、在留資格「日本人の配偶者等」に該当します。日本人が出生後、自己の志望により外国の国籍を取得すると、その時点で日本国籍を失いますが（国籍法第 11 条第 1 項）、このような者は、在留資格「日本人の配偶者等」の付与を受けて長期間本邦に在留することができます。外国の国籍の取得により日本国籍を喪失しても、戸籍の記載はそのままであり（国籍喪失届を提出しないかぎり、戸籍の記載は残ります。）、また、日本国旅券の有効期間が経過していないとして、日本国旅券による来日を繰り返している方がいますが、もはや日本人として来日することはできないので、このような場合、外国の旅券を使用して来日するようアドバイスする必要があります。

【定住者告示第 5 号イ】

五 次のいずれかに該当する者（第一号から前号まで又は第八号に該当する者を除く。）に係るもの  
イ 日本人の配偶者等の在留資格をもって在留する者で日本人の子として出生したものの配偶者

肢 2. 「定住者告示第 6 号イ」参照。

【定住者告示第 6 号イ】

六 次のいずれかに該当する者（第一号から第四号まで又は第八号に該当する者を除く。）に係るもの  
イ 日本人、永住者の在留資格をもって在留する者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）の扶養を受けて生活するこれらの者の未成年で未婚の実子

肢 3. 定住者告示第 7 号イ。「6 歳未満」でない場合、定住者告示には該当しませんが、その場合でも告示外の「定住者」や「特定活動」が付与される余地はあります。告示外の場合、在留資格認定証明書の対象外なので、告示外の



「定住者」等に対応する査証の発給を受けて来日するか、短期滞在査証の発給を受けて来日し、在留資格「短期滞在」から告示外の「定住者」等への変更許可申請を行うこととなります。

**【定住者告示第7号イ】**

七 次のいずれかに該当する者の扶養を受けて生活するこれらの者の六歳未満の養子（第一号から第四号まで、前号又は次号に該当する者を除く。）に係るもの  
イ 日本人

肢4. 「定住者告示第7号ハ」参照。

**【定住者告示第7号ハ】**

七 次のいずれかに該当する者の扶養を受けて生活するこれらの者の六歳未満の養子（第一号から第四号まで、前号又は次号に該当する者を除く。）に係るもの  
ハ 一年以上の在留期間を指定されている定住者の在留資格をもって在留する者

**【もう一步先に！】**

日本人の実子を扶養する外国人親の取扱いについて

平成8年7月30日  
法務省入国管理局通達

1. 現行取扱い及び本通達発出の背景

日本人の実子を扶養する外国人親については、法務大臣が諸般の事情を考慮して「定住者」と認めることが相当と判断したときには、ケースバイケースで当該外国人親の在留を認めてきたところ、最近、この種の事案が増加し、統一的な取扱いを定める必要性が生じていた。

2. 趣旨及び目的

日本人の実子としての身分を有する未成年者が、我が国で安定した生活を営むことができるようにするため、その扶養者たる外国人親の在留についても、なお一層の配慮が必要であるとの観点から、入国在留審査の取扱いを定めたものである。

### 3. 今後の取扱い

#### (1) 日本人の実子を扶養する外国人親の在留資格について

未成年かつ未婚の実子を扶養するため本邦在留を希望する外国人親については、その親子関係、当該外国人が当該実子の親権者であること、現に当該実子を本邦において養育、監護していること（※1）が確認できれば、「定住者」（1年）への在留資格の変更を許可する。

なお、日本人の実子とは、嫡出、非嫡出を問わず、子の出生時点においてその父または母が日本国籍を有しているものをいう。実子の日本国籍の有無は問わないが、日本人父から認知されていることが必要である。

#### ※2

#### (2) 在留資格変更後の在留期間更新の取扱い

実子が未だ養育、監護者を必要とする時期において、在留期間の更新申請時に実子の養育、監護の事実が認められない場合は、原則として同更新を許可しない。

#### (3) 提出書類

(ア) 身分関係を証明する資料

(イ) 親権を行うものであることを証する書類

(ウ) 日本人実子の養育状況に関する書類

(エ) 扶養者の職業および収入に関する書類

(オ) 本邦に居住する身元保証人の身元保証書

※1 現在の入国在留審査要領では、「現に相当期間当該実子を監護・養育していること」となっています。

※2 現在の入国在留審査要領では、「生計を営むに足る資産又は技能を有すること。」（独立生計要件）の要件が追加され、また、「これらの要件に該当しない場合でも、申請の内容にこれらと同視し得るような特別な事情が認められるときは、当該事情を考慮して審査を行う。」との記載があります。

【在留資格「永住者」、「日本人の配偶者等」、親の呼寄せ】

Q 3 2 . 解答、解説

解答 2

解説

肢1．日本人、永住者及び特別永住者の配偶者の場合、実態を伴った婚姻生活が3年以上継続し、かつ、引き続き1年以上本邦に在留している場合には、永住許可申請が許可される場合がありますが、海外で日本人と婚姻し、安定的な婚姻生活を3年以上営んでいた場合であっても、上陸許可時に、在留資格「永住者」が付与されることはありません。

肢2．たとえ婚姻関係が法的に成立・存続していても婚姻の実態を有しない場合には、「日本人の配偶者等」の在留資格該当性はないとするのが最高裁判例（最高裁平成14年10月17日判決）の立場です。

【最高裁平成14年10月17日判決（抜粋）】

日本人の配偶者の身分を有する者としての活動を行おうとする外国人が「日本人の配偶者等」の在留資格を取得することができるものとされているのは、当該外国人が、日本人との間に、両性が永続的な精神的及び肉体的結合を目的として真しな意思をもって共同生活を営むことを本質とする婚姻という特別な身分関係を有する者として本邦において活動しようとすることに基づくものと解される。ところで、婚姻関係が法律上存続している場合であっても、夫婦の一方又は双方が既に上記の意思を確定的に喪失するとともに、夫婦としての共同生活の実体を欠くようになり、その回復の見込みが全くない状態に至ったときは、当該婚姻はもはや社会生活上の実質的基礎を失っているものというべきである（最高裁昭和61年（オ）第260号同62年9月2日大法院判決・民集41巻6号1423頁参照）。そして、日本人の配偶者の身分を有する者としての活動を行おうとする外国人が「日本人の配偶者等」の在留資格を取得することができるものとされている趣旨に照らせば、日本人との間に婚姻関係が法律上存続している外国人であっても、その婚姻関係が社会生活上の実質的基礎を失っている場合には、その者の活動は日本人の配偶者の身分を有する者としての活動に該当するということとはできないと解するのが相当である。

肢3. 日本人と婚姻し在留資格「日本人の配偶者等」で在留していた者の日本人配偶者（日本人である配偶者）が交通事故により死亡した場合、当該外国人は日本人の配偶者ではなくなり、「日本人の配偶者等」の在留資格該当性は喪失します。しかし、「日本人の配偶者等」の在留資格が取消されるまでは、「日本人の配偶者等」に係る在留期間の満了日が経過するまで適法に在留することが可能です。この点、日本人の配偶者の身分を有する者の場合、その配偶者の身分を有する者としての活動を継続して6月以上行わないで在留していることが取消し事由になりますが、日本人配偶者との死別を理由に在留資格が直ちに取消されることはありません（入管法第22条の4第1項第7号参照）。

肢4. 在留資格「家族滞在」の対象は、入管法別表第1の1の表、2の表又は3の表の上欄の在留資格（外交、公用、技能実習及び短期滞在を除く。）をもって在留する者又は「留学」の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子です。この点、「高齢であるものの本国や他国に老親を扶養する者がいない場合には、特別な事情を考慮して、子の扶養を受ける活動として、在留資格「特定活動」が例外的に付与される場合があります。なお、子の扶養を受ける活動としての「特定活動」は、「特定活動」に係る告示に記載されていないため、在留資格認定証明書の対象ではありません。そのため、短期滞在査証で招へい後、在留資格「短期滞在」から「特定活動」に在留資格変更許可申請するのが実務上の取扱いです。

## 【子の在留資格】

### Q33. 解答、解説

解答 1

解説

肢1. Aは、出生の時点で母親が日本人である以上、「日本人の子として出生」していることになり、在留資格「日本人の配偶者等」の対象になります（入管法別表第二の「日本人の配偶者等」に係わる部分参照）。ところで、日本国民は、自己の志望によつて外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失います（国籍法第11条第1項参照）。この点、日本国籍を喪失した場合、本人や配偶者などが国籍喪失届を提出しなければなりません（戸籍法103条参照）、本人が外国の国籍の取得と同時に日本国籍を喪失していることを知らないなどの理由で、国籍喪失届未提出のことが少なくありません。この場合、戸籍から除籍されないままになります。さらに、日本国の旅券の有効期間満了前に、すでに外国人でありながら、日本人として来日してしまっているケースも散見されますが、国籍法上問題があります。

#### 国籍法第11条

（国籍の喪失）

第1項 日本国民は、自己の志望によつて外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う。

第2項 外国の国籍を有する日本国民は、その外国の法令によりその国の国籍を選択したときは、日本の国籍を失う。

#### 戸籍法103条

第1項 国籍喪失の届出は、届出事件の本人、配偶者又は四親等内の親族が、国籍喪失の事実を知つた日から一箇月以内（届出をすべき者がその事実を知つた日に国外に在るときは、その日から三箇月以内）に、これをしなければならない。

第2項 届書には、次の事項を記載し、国籍喪失を証すべき書面を添付しなければならない。

一 国籍喪失の原因及び年月日

二 新たに外国の国籍を取得したときは、その国籍

肢2. Aの両親は日本人なのでAは日本人の子ですが、「日本人の子として出生」したわけではないので、在留資格「日本人の配偶者等」には該当しません。なお、帰化前、両親が在留資格「技術・人文知識・国際業務」であった場合、両親の帰化とともに子は在留資格「家族滞在」に該当しなくなりますので、子は「定住者」などに在留資格を変更する必要があります。この点、すでに子の在留資格が「留学」である場合には、「定住者」に変更することは必須ではありませんが、大学を卒業する際に「留学」から「技術・人文知識・国際業務」などへの変更が必要となるので、未成年・未婚の実子であるうちに、「定住者」に変更しておくことが望ましいです（定住者告示第6号イ参照）。

定住者告示（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第二の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件）

六 次のいずれかに該当する者（第一号から第四号まで又は第八号に該当する者を除く。）に係るもの イ 日本人、永住者の在留資格をもって在留する者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）の扶養を受けて生活するこれらの者の未成年で未婚の実子
--

肢3. 在留資格「永住者の配偶者等」の対象になるには、本邦で出生する必要があります（入管法別表第二の「永住者の配偶者等」に係わる部分参照）。なお、本邦外で出生した場合は、在留資格「定住者」の対象になります（定住者告示第6号イ参照）。

肢4. 入管法は、在留資格「家族滞在」の対象として単に「子」としており、「家族滞在」の対象となる「子」には、嫡出子のほか養子や認知された非嫡出子も含まれます（入管法別表第1の4「家族滞在」に係わる部分参照）。

【在留資格の取得】

Q 3 4. 解答、解説

解答 3

肢1. 正しい。入管法第22条の2第1項。入管法第22条の2第1項は、本邦に在留する外国人は、入管法及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、それぞれ、当該外国人に対する上陸許可若しくは当該外国人の取得に係る在留資格又はそれらの変更に係る在留資格をもつて在留するものとする、と規定しているところ、「特別の規定」の例として、入管法第22条の2第1項があります。

【特別の規定】により本邦に適法に在留できる外国人の例】

- |  |
|--|
| <p>① 入管法第22条の2第1項（在留資格の取得に関する特例）</p> <p>② 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（入管特例法）第3条から第5条（特別永住者）の各規定に基づき本邦に在留する外国人</p> <p>③ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（日米地位協定）第1条に定める合衆国軍隊の構成員、軍属及びこれらの者の家族並びに第14条に定める特殊契約者及びその被用者</p> |
|--|

肢2. 正しい。日米地位協定第1条に定める合衆国軍隊の構成員、軍属及びこれらの者の家族で、同協定に定める地位又は身分を失った後も本邦での在留を希望する者も、「出生その他の事由により入管法第3章に規定する上陸の手続を経ることなく本邦に在留することとなる外国人」に該当します。したがって、日米地位協定第1条に定める合衆国軍隊の構成員、軍属及びこれらの者の家族は、同協定に定める地位又は身分を失った日から60日を限り、引き続き在留資格を有することなく本邦に在留することができ、また、60日をこえて本邦に在留しようとする場合は、同協定に定める地位又は身分を失った日から30日以内に、法務大臣に対し在留資格の取得を申請しなければなりません。

肢3. 誤っている。60日ではなく、30日以内に法務大臣に対し在留資格の取得を申請しなければなりません（入管法第22条の2第2項。）

肢4. 正しい。入管法第22条の2第4項。上陸時に在留資格「永住者」の付与を受けることはできませんが、他の在留資格からの変更ではなく、在留資格の取得として在留資格「永住者」の付与を受けることは可能です。在留資格の取得の申請として、永住者の在留資格を取得しようとする場合についても、永住許可に係る入管法第22条が準用されます。



【混合】

Q 3 5. 解答、解説

解答 4

解説

肢 1. 在留資格「高度専門職第 1 号」の場合、在留資格の変更には、「法務大臣が指定する本邦の公私の機関の変更」が含まれます（入管法第 20 条第 1 項）。ソフトウェアの開発業務は、在留資格「高度専門職 1 号ロ」に該当しますが、「高度専門職 1 号ロ」は、「法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて」「業務に従事する活動」（入管法別表第 1 の「高度専門職 1 号ロ」に係る部分参照）であるので、転職すると「法務大臣が指定する本邦の公私の機関」が変更することになります。したがって、「高度専門職 1 号ロ」（A 社が指定書に記載されていた）から「高度専門職 1 号ロ」（B 社が指定書に記載される）への在留資格変更許可申請が必要となります。なお、在留資格「高度専門職」においては、「高度専門職 1 号イ」「高度専門職 1 号ロ」「高度専門職 1 号ハ」「高度専門職 2 号」の 4 つの区分それぞれが別個の在留資格を構成します（入管法第 2 条の 2 第 2 項）。

肢 2. 在留資格「特定活動」の場合、在留資格の変更には、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動の変更が含まれます（入管法第 20 条第 1 項）。甲の母親は、乙と同居し、その扶養を受けることになったので、指定書の変更が必要となります。したがって、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動の変更として、在留資格の変更が必要となります。

肢 3. 入国在留審査要領は、行おうとする活動が、在留資格「技術・人文知識・国際業務」に係わる上陸基準省令第 2 号イに列挙されている「翻訳、通訳……に従事する」場合であっても、大学等において、これらの業務に従事するのに必要な科目を専攻し、卒業したもの又は本邦の専修学校の専修課程を修了し、専門士の称号を得たものである場合は、第 1 号（自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務に従事しようとする場合）が適用される。」（第 12 編第 15 節第 1 の 3（3）イ）としています。

肢 4. 在留資格「高度専門職 1 号ロ」における「自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動」とは、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に規定されている「自然科学若しくは人文

科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動」と同義です。しかし、「高度専門職1号ロ」には、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に相当する活動のうち、「国際業務」は含まれません。この点、入国在留審査要領は、『国際業務』は、『外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務』であり、『高度専門職1号ロ』の在留資格の概念に適しないととも、思考や感受性のレベルの高低をポイントで測ることは困難であるからである。」としています（第12編第9節高度専門職第2の2（2）カ）。甲がC大学において日本語を専攻していた場合の翻訳・通訳業務は、前述のとおり「人文知識」に該当する業務なので、「高度専門職1号ロ」への在留資格変更が認められることがあります。が、経済学を専攻した甲は、在留資格「技術・人文知識・国際業務」に係わる上陸許可基準の第2号ロ但書きに該当するものとして、「国際業務」としての通訳・翻訳業務に従事することが認められているので、「高度専門職1号ロ」への在留資格変更が認められることはないものとされています。

以上